

報道関係各位

件名 飯能河原周辺の占用区域拡大による自然・生活環境の保全に係る実証実験の実施について

1 概要

飯能市は飯能河原周辺の観光と自然・生活環境の調和を目指し、民間事業者等と連携し、諸施策に取り組んでいます。

このたび、埼玉県飯能市（市長：新井重治）と一般社団法人奥むさし飯能観光協会（会長：中里忠夫）は、地元自治会、飯能地区まちづくり推進委員会等で構成された飯能河原利用調整協議会での協議結果を踏まえ、飯能河原割岩橋下流域の周辺砂州の適正な利用に向け、互いに協力して実証実験を実施することとなりました。

この実証実験は、飯能河原及び飯能河原割岩橋下流域が観光地として栄えつつも環境悪化を防ぐための体制構築が直ちに必要であると考え実施するものです。今回、一般社団法人奥むさし飯能観光協会が、既に実施する飯能河原中州(Aエリア)の火気有料化事業区域と一体としてこの流域を管理することにより、この流域の環境を保全し、美化を促進し、風致を維持し、近隣住民や事業者の住環境、生活環境の維持、改善を図る仕組みを構築することを目指しています。

2 内容

(1) 経緯

飯能河原では、火気使用有料化事業を令和5年度から実施し一定の成果を上げることができています。しかしながら、飯能河原割岩橋下流域においては、直火による焚火やバーベキューといった、不適切な行動をする利用者が散見されるなど課題があります。飯能河原の有料化事業スタッフが下流域の火気使用者等に声掛けをし、改善を促していますが、現状下流域は飯能市で占用している区域ではないため規制が無くスタッフの声掛けも強制力がありません。

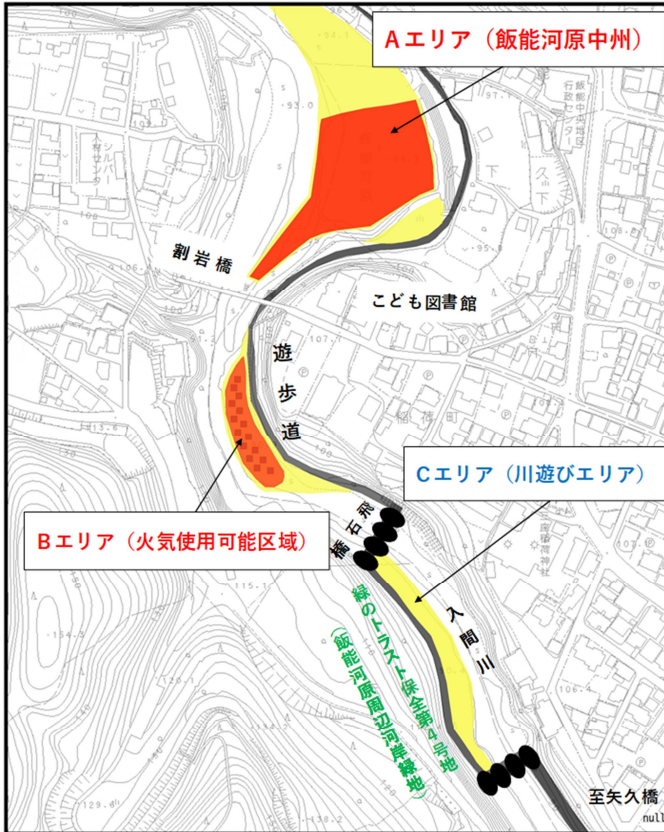
飯能河原割岩橋下流域は、入間川が上流域から大きく蛇行し中流域に変化する流域で、すばらしい景観に恵まれ下流域両岸は「さいたま緑のトラスト保全第4号地飯能河原周辺河岸緑地」に指定されています。近年、遊歩道が整備されたため、この景観を間近で楽しむことが可能となりました。

この地域が観光地として栄えつつも環境悪化を防ぐための体制構築が直ちに必要であると考え、飯能河原割岩橋下流域にも有料化による火気使用可能区域や川遊び区域（火気使用禁止区域）を設定するなどの火気使用に関する規制を行い、その管理を既に飯能河原中州(Aエリア)で火気有料化事業を実施する一般社団法人奥むさし飯能観光協会が一体としてこの流域を管理する体制による実証実験を実施することとしました。

(2) 事業内容 飯能河原割岩橋下流域周辺砂州を有料による火気使用可能区域や火気使用禁止区域（川遊び占用区域）などを設定し適正な利用を促す。

- (3) 利用用途 ① Bエリア：火気使用可能区域（有料、予約制）
 ② Cエリア：火気使用禁止区域（川遊び占有区域）

実証実験区域図



Bエリア詳細図



- (4) 実証実験期間 令和7年8月1日(金)から10月31日(金)まで
 ※Bエリアでの有料による火気使用は8月の毎日及び9月1日(月)から10月31日(金)までの土曜日、日曜日、祝日に実施。期間中、Bエリア・Cエリアでの火気の使用は有料事業を除き禁止。

(5) 営業時間（Bエリアでの有料火気使用事業） 午前9時～午後5時

(6) 利用料金（Bエリアでの有料火気使用事業） 中学生以上 1,000円

3 問い合わせ先

- (1) Bエリアの運営に関すること 一般社団法人奥むさし飯能観光協会
 Eメール：hannokanko@gmail.com
 電話番号：042-980-5051
- (2) 実証実験の制度等に関すること 飯能市環境経済部観光・エコツーリズム課
 観光・エコツーリズム担当
 電話番号：042-973-2111

担当者 環境経済部 観光・エコツーリズム課
 課長 石川泰伸
 連絡先 電話番号：042-973-2111 内線 630